

平塚市民病院の診療費その他の費用の徴収に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表

改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(診療費その他の費用)</p> <p>第2条 診療費その他の費用として徴収する金額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用については、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、国、地方公共団体その他病院事業管理者(以下「管理者」という。)が認める団体の委託によるものは、その契約で定めた額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 非紹介患者の初診時保険外併用療養費 <u>4,000円</u></p> <p>(2)～(19) 省略</p>	<p>(診療費その他の費用)</p> <p>第2条 診療費その他の費用として徴収する金額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用については、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、国、地方公共団体その他病院事業管理者(以下「管理者」という。)が認める団体の委託によるものは、その契約で定めた額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 非紹介患者の初診時保険外併用療養費 <u>5,000円</u></p> <p><u>(1)の3 紹介申出済患者の再診時保険外併用療養費 2,500円</u></p> <p>(2)～(19) 省略</p>	<p>市民病院が徴収する費用として新たに紹介申出済患者の再診時保険外併用療養費を追加するとともに、非紹介患者の初診時保険外併用療養費の額を改定するほか、必要な規定を整備する。</p>